

○グループホーム設置運営事業補助金交付要綱

令和7年4月1日

(総則)

第1条 グループホームを設置運営する者に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「グループホーム」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者が法第5条第17項に規定する共同生活援助を行うための住居をいう。

(対象者等)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、グループホームのうち定員が4名以上であるものを本市内に設置し、運営するものとし、予算の範囲内において、次に掲げる補助金を交付する。

(1) 整備費補助金

(2) 家賃等補助金

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるすべての要件を満たした者は、前項第2号に規定する家賃等補助金の交付を受けることができる。

(1) 市外でグループホームを運営していること。

(2) 法第19条第1項の規定により本市が支給決定を行った者（以下「本市支給決定者」という。）が入居していること。

(3) 当該グループホームが所在する市町村が家賃に係る補助制度を有すること。

3 前2項の規定にかかわらず、前項の場合において、当該グループホームに入居する本市支給決定者が、同項第3号に規定する補助制度の対象者に相当すると認められるときは、当該グループホームの定員が4名未満であっても、第1項第2号に規定する家賃等補助金の交付を受けることができる。

(補助内容等)

第4条 補助対象経費、補助額、規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類、規則第10条に規定する市長の定める書類及び補助金の交付方法は、別表の整備費補助金及び家賃等補助金の区分に応じ、それぞれ定めるものとする。

(経費の徴収禁止)

第5条 第3条第1項第2号の補助金の交付を受けた者は、グループホームの入居者に係る生活費のうち補助の対象となる経費の額については、入居者又はその保護者の負担分から除くものとする。

(関係書類の保存期間)

第6条 規則第8条に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第7条 規則第15条本文に規定する市長が指定する財産及び同条ただし書に規定する市長が定める期間については、次の各号に掲げる財産の区分に応じ、それぞれ定める期間とする。

(1) 備品購入費として補助対象となった1件10万円以上の備品 3年

(2) 建物改修費として補助対象となった建物 5年

2 前項の期間の始期は、実績報告書により補助事業が適正に完了していることを確認した日とする。

(届出)

第8条 第3条の補助金の交付を受けた者は、補助対象となった備品又は建物が前条第1項に規定する期間内に滅失し、又は使用目的を損なう程度の損傷を受けたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 知的障害者生活ホーム設置運営事業補助金交付要綱（平成7年4月1日制定）及び精神障害者グループホーム設置運営事業補助金交付要綱（平成7年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

2 この要綱施行の際現に改正前のグループホーム設置運営事業補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けていた知的障害者グループホーム又は精神障害者グループホーム（以下「旧グループホーム」という。）については、2以上の旧グループホームが1のサービス事業所（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第36条第1項に規定するものをいう。）の指定を受けた場合に限り、改正後のグループホーム設置運営事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当該旧グループホームごとに算定した補助額を、予算の範囲内において交付するものとする。

- 3 旧グループホームであって、障害者自立支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定を受けることができないものについては、当分の間、改正後の第2条に規定する指定グループホームとみなす。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後のグループホーム設置運営事業補助金交付要綱の規定による整備費補助金の交付に係る手続その他の必要な準備行為については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この要綱の施行の日前に第3条第1項第2号に規定する家賃等補助金の交付を受けている場合においては、令和9年度までの期間に限り、この要綱に規定する家賃等補助金の交付を受けることができるものとする。ただし、障害者グループホーム入居者家賃助成金（令和7年4月1日制定）の家賃助成の支給を受けた年度以降においては、この限りでない。

別表（第4条関係）

区分	整備費補助金	家賃等補助金	
補助対象経費	グループホーム開設のときに必要な経費で、次に掲げるもの 1 建物等の賃貸借契約時の権利金、礼金等 2 建物等改修費 3 電話敷設費 4 その他入居者の生活に必要な備品購入費等	賃貸による建物又は土地を使用してグループホームを運営する場合にグループホームが賃貸人に支払う家賃（マンション等の管理費は含まない。）又は地代（以下「家賃等」という。）	
補助額	次のうちいずれか少ない額 1 100万円（法第36条第1項に規定するサービス事業所の開設を伴わない場合は、50万円。主に身体障害者を対象とするグループホームについては、400万円。） 2 実支出額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）	市内にグループホームが所在する場合 1 家賃等の月額に2分の1を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨て、10万円を限度とする。）から当該額を定員で除して得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）に他市町村が法第19条第1項の規定により支給決定をした者の数を乗じて得た額を減じた額に家賃等を支払った月数を乗じて得た額 2 契約更新料の額に2分の1を乗じて得た額（12万円を限度とする。）	市外にグループホームが所在する場合 家賃等の月額に2分の1を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨て、10万円を限度とする。）を定員で除して得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）に本市支給決定者（第3条第2項第3号に規定する補助制度の対象者に相当すると認められる者に限る。）の数を乗じて得た額に家賃等を支払った月数を乗じて得た額又は当該グループホームが所在する市町村の補助基準に基づき算定した額のいずれか低い額。ただし、当該本市支給決定者が、当該市町村の補助対象となっている場合は交付しない。
補助金等交付申請書の添付書類	1 事業計画書（予算書を含む） その他、市が別途指定する書類	1 グループホーム実施計画書 2 予算書（家賃等） 3 家賃等の契約書の写し 4 入居者名簿（支給決定を行った市町村名を記載したものに限る）	

実績報告書の添付書類	1 グループホーム整備結果報告書 2 領収書の写し 3 写真（建物を改修した場合及び備品を購入した場合に限る）	1 グループホーム実施結果報告書 2 家賃等収支明細書 3 家賃等の領収書の写し 4 入居者名簿（支給決定を行った市町村名を記載したものに限る）
補助金の交付方法	事業実績に基づき交付する。	前金払いとする。

備考

- 1 支給決定者の数は、各月初日においてグループホームに居住する人数とする。
- 2 補助金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 市長が必要がないと認めるものについては、添付書類を省略することができる。